

婚姻届 〈記入例〉

※鉛筆・消えやすいインク・摩擦熱で消えるインクなどの筆記具は使用しないでください。

婚姻前の氏で、戸籍に記載されている字体で書いてください。ふりがなも書いてください。

住民登録をしているところを記入してください。ただし、婚姻届と同時に住所変更届を出す場合で、変更後の住所が江戸川区内の場合は新住所・世帯主を記入してください。

実父母の氏名及び養子縁組されている方は養父母の氏名を記入してください。

「夫の氏」もしくは「妻の氏」どちらかの「□」にチェック(✓)してください。チェックした氏の方が、婚姻後の筆頭者になります。

必ず届出人本人が、婚姻する前の氏名で署名してください。(押印は任意です。)

(4)、(6)、(7)の□には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。また(8)の職業欄は国勢調査の年のみご記入ください。

婚姻届

令和6年12月2日届出

東京都江戸川区 長 殿

受理	令和	年	月	日			
第	号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	(よみかた) えどがわ 氏 江戸川	たろう 名 太郎	とうきょう 氏 東京	はなこ 名 花子
生年月日	平成3年9月1日		平成7年10月1日	
(2) 住所 (住民登録をしているところ)	東京都江戸川区松島一丁目 34番1-101号 中央マンション		東京都江戸川区松島一丁目 34番1-101号 中央マンション	
	(よみかた) えどがわ 氏 世帯主の氏名 江戸川 太郎	たろう 氏 世帯主の氏名 江戸川 太郎		
(3) 本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	東京都江戸川区中央一丁目 34番地番		京都府京都市北区 小山初音町 182番地番 1	
	筆頭者の氏名 江戸川 幸雄		筆頭者の氏名 東京 次郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	父 江戸川 幸雄	続き 柄 長 男	父 大阪 一男	続き 柄 長 女
	母 松子	養父 東京 次郎	母 梅子	養母 春子
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍(左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
	<input type="checkbox"/> 妻の氏	東京都江戸川区中央一丁目34番地番		
(5) 同居を始めたとき	令和元年11月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
(6) 初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚	再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚	再婚 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)
	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と			
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯		
	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/>	2. 自由業・商工業・サービス業を個人で経営している世帯		
(8) 夫妻の職業	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)		
その他	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/>	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 江戸川 太郎 印	妻 東京 花子 印		
事件簿番号	住所を定めた年月日		連絡先	
	夫 年 月 日	妻 年 月 日	電話 ()	
	夫 年 月 日	妻 年 月 日	自宅・勤務先[]・携帯	

この欄は空欄のまま結構です。

平日の昼間、連絡のとれる電話番号を記入してください。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で下調べをしておいてください。)

証人	
署名 (※押印は任意)	山川 幸助 印
生年月日	昭和40年4月14日
署名 (※押印は任意)	平山 春子 印
生年月日	昭和41年6月8日
住所	東京都江戸川区中央一丁目 4番1号
住所	東京都江戸川区鹿骨一丁目 54番2号
本籍	東京都江戸川区中央一丁目 4番地番
本籍	東京都中央区宝町一丁目 457番地番

成年者二名の署名が必要です。なお、押印は任意です。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署してください。

婚姻に伴い住所を変更される場合の手続きについて

※婚姻届によって住所は変わりませんので、住所変更の届出が別に必要です。

1. 他の区市町村に引越するとき

- ①住民票のある区市町村へ【転出届】をして転出証明書を受け取ってください。(引越の日をはさんで前後14日以内。)
- ②転入先の区市町村へ転出証明書を添えて【転入届】をしてください。(引越の日から14日以内。引越前はできません。)

2. 住民票のある区市町村内で引越をするとき

住民票のある区市町村へ【転居届】をしてください。(引越の日から14日以内。引越前はできません。)

3. 婚姻する二人の住民票が同じ住所でも世帯が別になっているとき

住民票のある区市町村へ【世帯合併届】または【世帯変更届】をしてください。

4. 届出の際に必要なもの

- 本人確認書類
- マイナンバーカード
- 国民健康保険証または資格確認証(お持ちの方のみ)
- 転出証明書(転入者のみ)
- 国民年金手帳(加入者のみ)

※休日や閉庁日に婚姻届をされる場合は、後日、平日の執務時間内に住所異動届をしてください。

住所異動届は、休日や閉庁日、執務時間外はお取り扱いできません。

※婚姻届出後に、別の区市町村で住所異動届をするときは、婚姻届の受理証明書を求められる場合がありますので、お届け先の区市町村へご確認ください。